

団結活動の保障を忘れたJR採用差別事件中労委命令
(神奈川・岡山・東京・宮城事件)

——続・国家的不当労働行為論4——

佐藤 昭夫

一 中労委命令の問題点

- 1・採用差別における不当労働行為責任の帰属
- 2・具体的認定と救済方法

二 組合活動を保障しないのか

- 1・懲戒処分と名簿不登載
- 2・組合活動に対する評価

三 救済をなぜ縮減するのか

- 1・救済範囲の限定と事実誤認
- 2・救済内容の縮減と公益性の誤用

①バックペイの切捨て

②陳謝・責任表明の否定

一 中労委命令の問題点

1. 採用差別における不当労働行為責任の帰属

JR採用差別不当労働行為事件について、中央労働委員会は北海道（国労事件一九九三・一一・一五、全動労事件九四・一・一九）、大阪（九四・二二・一五）に続いて、九州各地（福岡・熊本九四・九・七、鹿児島・宮崎九四・一一・三〇、佐賀・長崎九五・三・一五、大分九五・五・二四）の事件、さらに本州の神奈川（九五・一〇・四）、岡山（九五・一一・二）、東京（九六・一・一〇）、宮城（九六・三・六）の各事件について命令を出した。

問題の一つは、「日本国有鉄道改革法」による労働関係の取扱いである。一九八七年の国鉄の分割民営化にあたって鉄道事業は新しいJR各社に承継されたが、その労働関係はそのまま引き継がれるのではなく、運輸大臣が基本計画で各社ごとの職員の人数を定め（国鉄改革法一九条二項）、それを各社設立委員が国鉄職員から採用するものとされた。その手続きとして、同法二三条はつぎのように規定している。

設立委員は、「日本国有鉄道を通じ、その職員に対し、それぞれの承継法人の労働条件及び職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行う」（一項）。国鉄は「承継法人の職員となることに関する日本国有鉄道の職員の意思を確認し、その職員となる意思を表示した者の中から、採用の基準に従い、その職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員等に提出する」（二項）。「名簿に記載された日本国有鉄道の職員のうち、設立委員等から

採用する旨の通知を受けた者が「承継法人の成立の時に於いて、当該承継法人の職員として採用される」（三項）。承継法人の「職員の採用について、当該承継法人の設立委員がした行為及び：設立委員に対してなされた行為は、それぞれ当該承継法人がした行為及び：承継法人に対してなされた行為とする」（五項）。

この点でJR側がまず争ったのは、採用過程に不当労働行為があった場合、その責任はだれが負うのかという点とである。JR各社は、採用候補者の選定や名簿作成に関して不当労働行為に当たるとして、それは国鉄の権限でなされたものであり、設立委員やJRにその責任が生じるものではない。JRは採用されなかった者との間において「使用者」の地位に立たないのだから救済申立ては却下されるべきだと主張していた。

この論点に関しては、中労委はすでに北海道、大阪の事件でとった考え方をその後も堅持し、地労委と同じくすべての事件でJRの主張をしりぞけた。すなわち、「改革法は事実行為に限って採用候補者の選定事務を国鉄に行わせたのみならず、かつ、設立委員のなすべき手続の一部を委ねられた国鉄の立場は、設立委員の補助機関の地位にあったものと解される。」したがって名簿作成過程に組合差別があり、「設立委員がその採用候補者名簿に基づき採用予定者を決定して採用を通知した結果、それが不当労働行為に該当すると判断される場合、その責任は設立委員に帰属させることが法の趣旨に沿うものと解さざるをえない。」とし、改革法二三条五項により結局その責任はJRに帰属するとの判断を示したのである。

応募した国鉄職員について差別的な採用通知をしたのは設立委員（JR）である。だからこの点のJRの主張は、採用決定という使用者の権限行使において、JRは国鉄の作成した差別名簿通りに不採用としても、法の定める要件によるものだから不当労働行為の責任を負わない。つまり、差別的採用であっても、改革法二三条の手続き

に従ったからその責任は生じないというのである。それは、JRがその行った採用差別の結果、不採用とされた者の使用者とならなかつたのだから、不当労働行為の責任を負わないということでもある。

もしそのようなことが許されるとしたら、JRは労働者の募集・採用を行いながら、それに伴う使用者の責任は負わないでよいことになる。それは団結権保障を否定することだし、法の下の平等にも真向から反する。だから中労委が改革法二三条の手続きを口実とする責任逃れの主張をしりぞけたのは、権限の行使にはその行使に課された責任を伴うという、法治国家としてあまりにも当然のことを認めたにすぎない。このことは、憲法を頂点とする法体系全体のなかにおける改革法二三条の解釈として正当であるし、¹⁾中労委も一貫してそれを確認していることは、支持されてよい。

2・具体的認定と救済方法

だが、もう一つ重要な問題は、具体的にどのような事案に不当労働行為の成立を認めるかということと、それに対し、どのような救済を命じるかということである。

北海道と大阪の命令がでたとき、中労委が国鉄の名簿作成に差別があった場合、JRに責任が帰属するのを認めたことからこの命令を評価し、それによる解決を要望する意見なども聞かれた。しかしこの命令の内容全体を見ると、中労委は北海道事件ではJR北海道とJR貨物に不当労働行為の責任を認めながら、その救済方法において単に不十分というよりは、むしろ致命的欠陥を含むものであった。すなわち、この事件で中労委は、採用に関し「少なくとも一部について」組合間差別のあったことは認められるとしたが、「当委員会としては、不利益取扱を受け

た者を具体的に特定することができない」から、JRが改めて公正に選考せよと命じた。いくら「公正に」と言ってみても、その選考を委ねた相手方は、まさに不当労働行為の救済を申し立てられていた使用者である。この事件でも、「国労組合員が受けた懲戒処分や国労組合員の行動が職員管理調書に反映するのは当然であり、その結果として、国労組合員の不採用率が、懲戒処分を受けずに、かつ、これらの行動をとらなかった他の組合員より高いことも当然」と主張してきたその当人である。これは最悪の事態であり、結論的に言えば、救済命令を変えて、不当労働行為を行った使用者に、その「選考」を通じて事実上ふたたび不当労働行為を行うことのできるチャンスを提供したことになる。しかも、そのようにして選考される者の範囲、その救済内容も、大幅に制限した。そしてJR西日本に対する大阪事件では、不当労働行為の認定の仕方に重大な変更を加えた。団結破壊に抗議した組合活動に対する懲戒処分と、それを理由とする名簿不記載、不採用を是認した。こうしてこの二つの命令は、JRに国鉄分割民営化時における採用差別の責任の帰属する可能性は認めしたが、実はその不当労働行為の実効的是正ではなく、むしろ「国家的不当労働行為⁽²⁾」の中労委命令による継続としての意味さえもっている。

私は本誌六九巻三号の前稿⁽³⁾でこうした問題点を検討・批判しておいた。その後の一連の命令は、いずれもこの北海道、大阪の命令を原型としたものであり、さきの批判はこれらの命令にもそのままではまると考える。だがその後の本州の各事件では、募集人員数より応募者数が少なかったのになおかつ不採用を是認しており、中労委の団結活動に対する否定的評価と、労使のバランスを崩した不公正さが、いくつかの事案でさらに明らかになっている。本稿は、一部さきに述べたところと重複するが、この本州各事件に即しての、現在の時点での補足・再論である。

二 組合活動を保障しないのか

1・懲戒処分と名簿不登載

北海道、九州の各事件は、職員募集にたいして応募者が運輸大臣の定めた人数をこえていた。これに対して本州の各事件では、応募者が運輸大臣の定めた人数に満たなかったのにもかかわらず、国鉄は一定の懲戒処分をうけた者を新会社の業務にふさわしくないと名簿に載せず、それらの者は採用されなかった。地労委はこれを不当労働行為とし、申し立てられた不採用者全員の採用をJRに命じた。しかし中労委は、そのうち一部の者については不当労働行為の成立を否定し、またその成立を認めた者についても救済内容を変更して採用対象者から外すとか、あるいはバックペイの額を縮減するなどした。

国鉄がJR職員の候補者名簿から除いたのは、応募者のうち停職六か月以上、または二回以上の停職処分をうけた者である。その多くは組合活動に起因する、いわゆる労働処分であった。この点については、つぎのような多くの問題がある。①組合活動を理由とするいわゆる労働処分を不採用の基準とすることが許されるのか。②ことにそれが争議行為である場合、国鉄職員としても代償措置なしに身分保障が奪われるような事態においてまで、その争議行為が公労法違反だといえるのか。③もし公労法違反だとしても、それがどうして民間会社として争議権が保障されるJRの職員にふさわしくないことになるのか。④応募者が運輸大臣の定めた人数に満たないのに、さらに採

用者の数を減らしてまでそれらの者を排除できるのか。⑤国鉄職員としても適格性を欠く（解雇）とされたわけではないのに、それがなぜ新会社の職員から外されるのか。⑥その処分自体、国労を嫌つての不当労働行為ではないのか、等々⁽⁴⁾。

それだから地労委命令は、その処分理由を検討してそれが不当な取扱いだとただでなく、そうした処分を不採用の基準とすること自体が許されず、不当労働行為を裏付けることを指摘していた。前稿でもふれたが、さきの大阪地労委（一九八八・一一・二八）が、「そもそも、労働組合として国鉄の分割・民営化に賛成するか反対するかはそれぞれの労働組合独自の組合活動であつて、かかる組合の方針如何と会社の職員採用如何とを結び付けることは許されるものではなく、：参議院の特別委員会の附帯決議（筆者注「職員の採用基準及び選定方法については、客観的かつ公正なものとするよう配慮するとともに、本人の希望を尊重し、所属組合等による差別等が行われることのないよう特段の留意をすること」との項目を含む）も、このようなことを懸念してなされたものと認められるのである。」と述べていたことが、まず想起される。だがそれだけでなく、各地労委とも、つぎのように述べていた。

神奈川地労委（一九八八・一一・一六）「新会社の業務にふさわしい者であるか否かの判断に際しては、職員の技術の優劣、実績等を見ることなく、勤務上の規律の観点だけが重視されている。また労働処分の理由となつた事實は、国労の組合活動であつたと認められるが、：これら労働処分の対象となつた国労所属組合員の行為については、既に国鉄時代において、それらの行為を理由として処分が行われているのであるから、本件不採用が組合員の労働処分を理由とするものと認められる以上、同一事項について二重の処分が行われたことになる。」「以上のように

に、国鉄当局の同人らに対する取扱いが公正なものであったかについては多分に疑問」。

「承継法人発足に当たつての要員体制に対する考え方などからみて、経営が成り立つ限り新会社はできるだけ多くの人員を採用すべき立場にあつたものと考えられる。そうである以上、基本計画における人員を下回つていた状況であつたにもかかわらず、あえて採用しなかつたことについては、特別の事情が必要であると考えられるが、この点について会社は疎明を行つていない。」

東京地労委（一九八九・八・一）「本件小林ら九名に対する懲戒処分についての疑念からすれば、同人らの処分歴は、名簿不登載を正当化するような「一定の重い処分」に該当するとは解されず」。

岡山地労委（一九九〇・一・一二）「国鉄当時に国鉄自体が解雇に相当しないと判断した争議行為について、争議権が保障される新会社への移行に際し再び問題にし、しかも、そのような曖昧な予想だけで、新会社で引き続き働く機会を一方的に奪うような措置をとることは、恣意的であるし、まして、基本計画数が満たされていない状態で被申立人がそのような措置をとることは合理性を欠くと言わざるを得ない。」

「国鉄は、ことさら労働処分まで取り上げ、しかも国鉄当時に既に被処分者が償いをしている労働処分を改めて問題にするような解釈基準を作成したのであって、職員の勤務能力や日常の勤務実績よりも組合運動上の行動を重視したと認められる。」

「被採用候補者名簿記載者数が基本計画数に達しない状態において、あえて、そのように二重の制裁を科す結果になるような不採用措置をとつたことになるのであって、その意味においても、柴田に対する不採用措置の妥当性は極めて疑わしい。」

宮城地労委（一九九〇・二・二八）「監理委員会最終意見の上記見解の精神によると、国鉄や各承継法人は、その承継法人への就職申込みをした国鉄職員を基本計画の定めた数までは採用し、雇用の場の確保を必要とする『余剰人員』を最小限に抑えるべきであったと考えられる。就職申込者数が基本計画の定めた数を下回っていたにもかかわらず、国鉄が上記採用基準を機械的に適用し、千葉、佐藤両名を名簿に登録しなかったことについては、その合理的理由を見出すことはできない。」

以上のような地労委命令の指摘にもかかわらず、中労委はこれに一顧だにしない。処分自体が相当か否かだけを問題とし、それが相当であれば名簿不登載、不採用も不当労働行為にならないとした。こうして神奈川九名中三名、東京は八名中三名、岡山の一名、宮城二名中一名は救済を拒否された。だが、一言の説明もなしにJRに不利な事情には目をつぶり、争点に答えようとしないままの地労委命令変更は、あまりにJR側にかたむきすぎるではないか。

2・組合活動に対する評価

さらに、その懲戒処分の相当性いかなの判断も、対抗行為の相対性を無視し、JRの側に偏っている。中労委が相当でないとしたのは、①処分理由とされた事実がないか、あるいは②組合活動との関連を抜きにして国鉄側に手落ちがあるとか、③突発的な些細なトラブルや事柄をことさらに取り上げ、過酷な処分をした一部の事案にすぎない。組合活動としての抗議行動については、労使関係でその持つ意味がほとんど考慮されていない。

①の例は、つぎのようなものである。神奈川事件で処分不当、その不採用が不当労働行為とされた六名のうち四名は、横浜人材活用センター事件にかかわる。同センターに配属された労働者が勤務時間や詰所のことで質問・抗議を行った際、助役に暴行・傷害を加えたとして告訴され、五名が起訴された。この告訴を指示したのは東京南局総務部長であり、国鉄はこの五名を解雇。関連して他の三名に六か月、一名に一か月の停職処分をした。この刑事事件は横浜地裁（一九九三・五・一四）無罪判決でそのまま確定、しかもその判決の中で、「事件とされた診断書の取得の経緯、ひいては告訴の経緯に不明朗な点が窺え、管理者側の挑発の策謀といったこれまた不明朗な事情」さえあったことが認定された。この五人は地位確認の仮処分（横浜地裁一九九五・二・一、東京高裁一九九五・六・三〇）でも暴行をしたとは認められないとして勝訴している。中労委は、停職の四名についても、処分理由とされた暴力行為等があったとは認め難いとした。また、駅長が組合の要求書をはがしたことに端を発するトラブルで、駅長に向けた左手に先方から近づいてきて胸に当たったのを、胸を突く暴力をふるったとして処分された神奈川の例や、「酒気帯び勤務」とされたが、その事実がなかった東京の二名など。宮城では、名簿不登載の基準を「昭和五八年四月以降の非違行為による処分」としながら、それ以前の行為も処分対象にしていた場合である。

②の類型は、例年と同じ年休の申込みをして休んだのに、定員削減を了承したときの組合への説明に反し、当局が要員確保・調整もせずにこれを認めないで停職六か月の処分した神奈川の例、作業時間はあらかじめ勤務表で予定されているのに、従前の手順と違って労働者に変更に応じられるか否かの確認なしに正規の休憩時間を変更し、「昼休みに予定している約束があり、作業には出られない」と申し出て勤務につかなかった者を六か月の停職とした東京の場合など。

③としては東京で、点呼後、屋外一斉体操の保線区区長の指示に反対し、分会員の持ってきたラジオ体操のカセットテープを聞きながら部屋の中で体操をしていたところ、支区長らが来てカセットを持ち去ろうとした。それに抗議し、阻止しようとした副会長らとの間で約五分間奪い合いの状況となったトラブルを理由に、六か月の停職処分をした例や、団体交渉中その場を離れ、電車区の施設内で昼休み一五分の無届け集会をしたのを一か月の停職処分とした例などがある。

こうした事例はあえて不当労働行為との関連なしにも、それ自体理由のない処分、あるいは処分権の濫用として無効となるはずのものであろう。これに対して、まさに不当労働行為の成否にかかわり組合活動の正当性の評価が問われる場合には、中労委の判断は地労委と逆転する。大阪の転換（多車種）教育に際しての抗議行動もそうであったが、争議指導（神奈川一名、岡山一名、宮城一名）や、「国鉄改革」にかかわる対立の中での抗議・対抗行動については、中労委はその停職処分も相当とみる。たとえば、「名前を呼捨てにして点呼がなされたり、点呼の中でワッペン及び国労バッジを着用しないよう指示されたことに反発して、点呼を元の姿に戻すように抗議したり、誘導ミスにより事故が発生したことは安全面で問題がある等として、過員を生じさせたことに対して抗議をしたり、待命日勤者の詰所をガス等が使用できた元の詰所に戻すよう抗議や要求を行った」こと（神奈川）や、「服装の整正に関する注意・指導を拒否してワッペンを着用し、また、不当労働行為摘発メモ帳を乗客にも見えるように胸ポケットにいれて勤務したり、あるいは点呼の際、呼名点呼の方法に抗議」したこと（東京）が、いずれも「当時、国鉄再建の必須条件として、職場規律の是正、確立が強く求められていたことからすると、職員として不都合な行為と評価されてもやむをえない」とし、それぞれ停職三か月の処分を相当としている。しかし、少なくとも抗議や

要求は労働条件の向上を図る労働組合として基本的任務のはずであろう。それがなぜ処分されなければならないのか。加えて、争議行為に関してはさきに述べたが、こうした抗議・対抗行動に対する地労委との評価の違いについても、次の点に注意する必要がある。

まず、それが生じた事情との関連である。大阪地労委は、「多車種教育に不安と不満を抱き、釈明要求・抗議行動を行ったとしても無理からぬ一面があり、また、これらの抗議行動等によって生じた支障もさほど重大なものとは考えられず」としていた。また神奈川地労委は、「国鉄当局の職場規律の確立は、国鉄経営破綻の一因とする世論、臨調の指摘や政府（運輸大臣）の是正措置を踏まえたものではあるが、職場規律違反の対象とされたもの多きは、長い間（中には国鉄創業以来）の労使慣行であったり、現場協議制などによる労使の交渉によったものであってみれば、その廃止、是正には労使の協議を通じ労働組合の納得、合意を得る努力をすべき筋合いのものであったと史料される。にもかかわらず、国鉄当局は、十分な協議を行うことなく廃止、是正を決めて各職場において、当局の指示、命令に従うよう求めたのであるから、かかる指示、命令に対する不服従について、国労組合員にも行き過ぎた行為があったとしても、その責めを国労組合員にのみ負わせることには疑問がある。」と双方の事情を比較衡量している。

中労委には、こうした考慮がない。「職場規律の是正、確立が強く求められていた」という国鉄当局の事情だけがとりあげられている。それだけではなく、後述するように、「国労及び国労組合員が広域異動その他国鉄改革に係る諸施策に協力的でなかったこと、国鉄改革の過程における国労組合員の行動には勤務の評定に影響を与えることとなったとしても無理からぬ側面があったこと等」を、救済内容を縮減する理由としている。組合との対抗関係

で思いのままにならない国鉄当局側の態度には「無理からぬ」という理解を示しながら、組合の抗議行動に「無理からぬ一面があった」ことに思い至らない。その結果は労使のバランスを著しく崩し、団結権保障を損ねることになる。

さらに、当時の労使間の背景事情がある。たとえば本州各事件での中労委自身の事実認定でも、国労と対立し、国鉄当局の施策に協力していた動力車労組の集会での、「不当労働行為をやれば法律で禁止されていますので、私は不当労働行為をやらないという時点で、つまり、やらないということとは、うまくやるということでありまして：」との本社職員局長の発言をはじめ、国労から脱退しないかぎり新会社社にいけないことを示唆する管理職の言動などがいくつもあげられている。しかしそれが、こうした中での抗議・対抗行為の正当性評価には無関係のままである。これでは、組合破壊攻撃に手を束ねていることを、強いるものではないだろうか。

三 救済をなぜ縮減するのか

1. 救済範囲の限定と事実誤認

しかも中労委は、こうした組合活動評価によって不当労働行為の成立をしほっただけでない。その救済として会社に採用を命じる者の範囲を、不採用が不当労働行為と認められた者のうち、「平成二年四月二日に再就職促進法の失効に伴って清算事業団からの離職を余儀なくされた」者（神奈川六名中四名、東京五名中二名、宮城一名）に限

つてしまった。だから中労委は、救済を求めながらその間にそれぞれの事情で清算事業団を退職した残りの五名については、差別があっても救済しないと宣言したことになる。

中労委はこうした限定の理由について、「国鉄改革の趣旨、前記第一の2の(2)のホ及び(8)認定の通り、再就職促進法に基づいて清算事業団に再就職促進業務を行わせるなどして、官民の協力の下に国を挙げて清算事業団職員の再就職促進措置を推進してきた経緯等に鑑み、」（神奈川事件。東京、宮城についても同文言）と言うにとどまる。その「第一の2の(2)のホ」では、政府が「国鉄改革のための基本方針」および「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針」を閣議決定し、国鉄総裁が「政府を始め一般産業界及び国民各位のご支援」ご理解をお願いしたい旨の談話を発表したこと、国鉄が各省庁や地方自治体、経営者団体に協力を要請したことを述べ、またその(8)では、清算事業団職員の再就職促進基本計画の閣議決定と再就職先が決定した者の人数をあげているだけである。

「官民の協力の下に国を挙げて清算事業団職員の再就職促進措置を推進してきた」ということがかりに事実であるとしても、それがなぜ、不当労働行為の原状回復を否定することに結びつくのだろうか。再就職促進措置の推進は、従来身分保障を受けていた国鉄職員を法律によって失職させる以上、当然の措置であり、その法律を悪用して団結権侵害をしたことの責任を軽減させる理由にはなりえない。その救済を否定するのは、まさに不当労働行為のやり得を公認することではないか。

しかも「官民の協力の下に国を挙げて清算事業団職員の再就職促進措置を推進してきた」という認定は、事実と反する。採用差別を受けた者の採用を命じる地労委救済命令は、すべて九〇年四月の再就職促進法失効以前に出そろっている。そしてその命令は、使用者が中労委に再審査を申し立ててもその効力は失われず（労組法二七条五

項)、労働委員会命令は「遅滞なく履行しなければならない」(労働委員会規則四五条一項)。だからもしJRがこの命令を守りさえすれば、「清算事業団離職者」など出なくてすんだはずである。だがJRは、現在にいたるまで、命令不履行を続けている。中労委は、それを知っている。中労委自身、各JR社長に対し会長名で、「労働組合法第二十七条第五項により、再審査の申立てがあつた場合にも、その効力は停止されないもので、これを履行しなければなりません」との教示をつけて命令の履行状況の報告を求め、その報告がないので「労働委員会規則五一条の二第一項の規定に基づき」「初審命令履行勧告書」を発しているはずである。民間会社であり、しかも採用を命じられている当のJRがそれを守ることもしないのに、どうして「官民の協力の下に」などいえるのか。中労委は意識的に虚偽の認定をしているといわなければならない。

こうした命令不履行の違法状態を正そうとしたJR東日本の株主は、昨一九九五年の株主総会で、株主提案として、定款に、「経営の基本方針及び業務は、人権を尊重し、罰則のない場合であつても法令を順守するものとする」という文言の挿入を求めたが(第六号議案)、会社取締役会はこれに反対した。その理由は、「ご提案のように取締役会の業務執行行為を定款で制約することは、適時、適切な業務執行を妨げるものと考えます。」「ご指摘の労働委員会命令のうち、不履行となつているものは、…その取消を求めて中央労働委員に再審査の申立て、または、裁判所への提訴を行っているものであつて、法令に反している事実はありません。」⁽⁵⁾というものであつた。

このように、罰則のない場合に法令を順守することを「適時、適切な業務執行を妨げるもの」とし、また中労委の教示にもかかわらず再審査申立て中の命令不履行を法令違反でないとするのが、JR東日本の態度である。監督官庁として運輸大臣は、その代表取締役の選定につき認可の権限をもち(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

社に関する法律六条）、「その業務に関し監督上必要な命令をすることができる」（同法一三条）。またJR東日本の最大の株主である国鉄清算事業団の理事長の任命権等も持つし（日本国有鉄道清算事業団法一〇条）、「その業務に関し監督上必要な命令をすることができる」（同法四五条）。だから、JRを指導し、それに従わない場合には役員をとりかえることによってJRの命令不履行という違法な状態を改めさせ、再就職促進措置を推進することも容易にできたはずである。それもせずにJRの違法行為を傍観、放置して、なにか「官民の協力の下に国が挙げて清算事業団職員の再就職を推進してきた」ことになるのか。こうした虚偽の認定までして、救済者を切捨てようとするのはなぜか。中労委は実質において「国鉄改革の趣旨」を、むしろ不当労働行為の「推進」ととらえていると疑われても、仕方ないではないか。

2・救済内容の縮減と公益性の誤用

①バックペイの切捨て 中労委命令は、採用を命じる者を清算事業団離職者に限っただけではない。その就労までの賃金補償（バックペイ）についても、大幅な切捨てを行っている。神奈川地労委は、差別のあった一九八七（昭和六二）年四月一日以後就労させるまでの間の賃金相当額（清算事業団からすでに支払われた額は除く）に年5%の割合で加算した額の支払いを命じていた。東京、宮城でも加算金はつけないが、賃金相当額との差額全額である。それに対して中労委は一九八七年からでなく、その三年後に清算事業団から解雇された以後JRで就労するまでの賃金相当額の、しかもその六〇%の支払いを命じたにすぎない。

だからその命令はまず、清算事業団で過ごした三年間の損失額は、すべて切り捨てられる。さらに、清算事業団

を解雇されてから今日までの約六年間、そしてJ Rが命令不履行の状態を続け、命令取消請求の訴訟をすることに
より就労まで何年かかるかわからないのに、その間は、六〇%の賃金相当額でがまんせよ、ということである。

これまでバックペイについて、賃金相当額からいわゆる中間収入を差し引くかどうかは、問題になった。そして
最高裁は、この問題について個人的被害を救済するという観点とともに、組合活動一般に与えた侵害を除去、是正
するという観点にも立って、バックペイの要否や金額を決定すべきだとしている。他への就職が比較的容易な場
合、中間収入の控除を全く不要とするには特段の理由が必要だと言っているが（第二鳩タクシー事件、最高裁大法廷
一九七七・二・二三判決、民集三一巻一号九三頁）、中間収入の差引をこえて、個人の具体的な経済的損失の救済まで
否定することは、この判例の立場からありえない。清算事業団での処遇は、昇給・昇格や職務手当もなく、期末
手当の支給率も低いなど、J Rに採用された者に比較して、明らかな損失を受けていた。その回復の否定は中労委
の恣意的な救済拒否であり、裁量権の濫用といわなければならぬ。また清算事業団解雇後の賃金相当額の六〇%
への切下げにしても、同様である。その間の生活の苦しみや団結への被害の大きさ、救済の実現をめざす運動の大
きな出費等を考慮すると、賃金全額だけでなく、むしろそうした上積額の支払いを命じなければ、侵害の除去、是
正にはならないはずであろう。

それにもかかわらず、中労委がこのような救済内容の縮減を行ったのはなぜか。この点につき命令は、「上記の
事情に加え、会社の行う鉄道事業が高度の公益性を有すること、さらには国労及び国労組合員が広域異動その他
鉄改革に係る諸施策に協力的でなかったこと、国鉄改革の過程における国労組合員の行動には勤務の評定に影響を
与えることとなったとしても無理からぬ側面があったこと等本件の特殊性を総合的に考慮して」ということを理由

としている。だがこの考慮の仕方は、「国鉄改革」の美名に酔ってバランス感覚を失ったもの、公正と団結権保障を忘れたもの、「公益性」の名によって公益を破壊するもの、というべきであろう。「国鉄改革」や「公益性」と団結権保障を対立するものととらえ、前者を優越させるのでなければ、中労委のような「考慮」は成り立たない。

なぜならまず、「上記の事情」というのは採用を命じる者の範囲を清算事業団離職者に限った「官民の協力のもとに」という事情のことであり、それが全く理由にならないことはすでに述べた。ましてやそれは、採用を命じられる清算事業団離職者について、その救済内容としてのバックペイを縮減する理由にはなりえない。

つぎに、「公益性」についてである。鉄道事業が「公益性」が強いだけ、その職員の差別は公益に反するというべきである。優れた技術者がその組合ゆえに職を追われ、またその業務に危険を感じても差別を恐れて危険と言えなくなるとしたら、交通の安全確保の上からも、使用者として許しがたい罪悪である。前記株主総会では株主から定款の目的条項につき、「本会社は公共の福祉の増進と運輸の安全便益及び利用者に懇切に役務を提供することを旨とし、次の事業を営むことを目的とする。」（第五号議案、「本会社はこれら事業の目的を達成するために、本会社がもつ公共的性格から、経営・安全等に関する情報の開示を行う。」）（第七号議案）という傍線部分の挿入も提案されたが、これにたいしても取締役会の意見は反対であり、その理由も前記第六号議案に対するのと共通して、「ご提案のように取締役会の業務執行行為を定款で制約することは、適時、適切な業務執行を妨げるものと考えます。」というものであった。⁶⁾ 経営に対する組合のチェック機能、団結による批判が失なわれたとき、「公共の福祉の増進」「運輸の安全」等を掲げ情報開示を行うこととさえ、「適時、適切な業務執行を妨げるもの」とする考えを当然視するに至る。

また別件のＪＲ東京総合病院事件では、国労の病院分会委員長であった眼科視能訓練士の榎本利枝さんを、その専門と関わりのない病歴室のカルテ整理の業務に回した。重いカルテの運搬や、そのホチキスによる厚い綴じ込み作業のため榎本さんは頸肩腕症候群を発症して労災認定をうけるにいたった。またその配転を不当労働行為として、視能訓練士の業務に復帰させよという東京都労委の救済命令（二八九二・七・七）、それを確認する中労委の命令（一九九六・一・二四）を得たが、会社はその命令にも従わない。医療の専門職の技術者を、組合差別によりその技能を捨てさせる職場に追いやることは、医療の破壊に通じる。このように、人の病を癒すべき病院がかえって病人を作りだし、それを放置して改めようとしないという、人道にも反し、医療を破壊する行為が、団結破壊の目的でおこなわれる。交通や医療といった公益性の高い業務での団結権侵害の排除は、たんに直接の被害者である個人や組合だけの問題ではない。業務の公益性は、公共に対する使用者の責任の重大性を示すものでこそあれ、その違法行為の責任を軽減する理由とはなりえない。またＪＲ東日本の一九九四年度利益は五七三億円に達しており、命令履行の費用の負担という点でも、何の困難もない。

さらに、「国労及び国労組合員が広域異動その他国鉄改革に係る諸施策に協力的でなかったこと」や「国鉄改革の過程における国労組合員の行動には勤務の評定に影響を与えることとなったとしても無理からぬ側面があった」としてそれをバックペイ縮減の理由とするにいたっては、中労委は不当労働行為の救済機関ではなく、その弁護機関ではないかと疑わせるものがある。「国鉄改革に係る諸施策」の適否をどう判断し、それにどういう態度をとるかは組合の自主性にかかわる問題である。前述のように大阪事件で、地労委はこう述べていた。「そもそも、労働組合として国鉄の分割・民営化に賛成するか反対するかはそれぞれの労働組合独自の組合活動であって、かかる組

合の方針如何と会社の職員採用如何とを結び付けることは許されるものではなく、：参議院の特別委員会の附帯決議も、このようなことを懸念してなされたものと認められるのである。」と。これはまさに正論であるし、そうした差別があった場合、それに対する救済が、使用者の施策に非協力的だったからといって、縮減されてよいわけではない。最高裁でも「複数組合併存下にあつては：すべての場面で使用者は各組合に対し、中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきであり、各組合の性格、傾向や従来の運動路線いかなよつて差別的な取扱いをすることは許されない。」と確認されている（日産自動車事件、最高裁一九八五・四・二三判決、民集三九卷三三七三〇頁）。運動路線いかなよつによる差別的取扱いという使用者に許されないことを、労働委員会がその救済命令において自ら行うとは、何ということであらうか。

それだけでなく、国鉄をどう改革するかといった国政に係わる事柄は、主権者たる国民の一人として自らの判断で自由に決すべきことである。それにたいする反対・批判も市民の自由に属する。そういった判断・行動を、使用者の不当労働行為責任軽減の理由にするとは、政府や国鉄当局の施策にたいする批判を、不利益扱いによつて萎縮させるものである。国民の政治的自由に対する介入であり、公平を失つた権力の濫用といわなければならない。「国策」への無批判な「挙国一致」の危険は、五〇年前の戦後憲法がはつきりと確認したはずである。また内容的に見ても、「国鉄改革法」から一〇年目の今日、労働問題だけでなく、分割民営化されたJR各社の経営のアンバランス、北海道・九州・四国三社の経営困難・運賃値上げ、ローカル線の切捨て、整備新幹線の財源負担や、貨物ともかかわる並行在来線の存廃問題、清算事業団の債務増大など、当時から指摘されていた諸矛盾が顕在化している現実を否定できないだろう。

②陳謝・責任表明の否定

救済方法に關しもう一つ問題なのは、地労委の命じた誓約文の手交および会社正面入口、あるいは勤務すべき各職場の見やすい場所への一〇日間の掲示を、その文言を弱めての文書交付に変えたことである。

地労委で命じられた文言では、不当労働行為と認定されたことにつき、北海道事件では「ここにその責任を認め、深く陳謝するとともに、今後このような行為を繰り返さないことを誓約致します。」となっていた。それを地労委は単に、「今後は法令を遵守し、正常な労使関係の形成に努めます。」とし、不当労働行為の責任表明と陳謝・誓約を消し去った。またたんなる文書交付は、その文書の手渡し、掲示という方法で、社会的に多くの人にその事実の重大性と会社の責任を知らせる機会をなくしてしまふものであった。

今回、神奈川の場合も中労委命令では、地労委の命じた、不採用が不当労働行為である「その責任を認め、原職相当職への就労など命令主文の措置をとることを誓約します。」という責任表明・誓約を消し去つての、上記と同じく変更した文言の文書交付だけにした。⁽⁸⁾ その理由として中労委は、バックペイ縮減についてと同じ「本件の特殊性を総合的に考慮して」のことなのか、「当委員会としては」「相当と認める」というだけである。だが本件の諸事情は、むしろ不当労働行為排除・侵害からの回復の必要性、その重要性をより明確に示すものではなかったか。事柄と会社の責任を軽く見せようとする考慮は、不当労働行為の抑止にも決して役立たない。日本における代表的大企業で不当労働行為の是正が事実上行われないことは、不当労働行為をしようとする使用者を勇気づけ、労働委員会による不当労働行為救済制度の無力化の方向に作用する。中労委はなんのために救済の実効性を損ねる変更をしたのか、その存在意義にかけて問われなければならないだろう。

- (1) J R側は神奈川事件で中労委に、J Rに採用差別の責任はないとする園部逸夫氏の鑑定意見書を提出し（一九九四・七・二七、乙第二二八号証の一）、その論理をその主張の根幹としている。園部氏の意見書は、「主として行政法の観点から」と断りをつけているが、実は「もっぱら自己の行政法理解の観点から」といったほうが正確と思われるものである。これについて、私の「園部逸夫氏の「J R採用差別事件鑑定意見書」と最高裁判事任命」（法と民主主義一九八九年二月号）および「国鉄分割民営化時における配属差別の責任——水戸動労事件鑑定意見書」（早稲田法学六八卷一・二号）六三頁以下参照。
- (2) その内容については、佐藤昭夫・国家的不当労働行為論——国鉄民営化批判の法理（一九九〇年、早稲田大学出版部）、「国鉄改革問題と中労委労働委員会——続・国家的不当労働行為論」（早稲田法学六六卷四号）、「J R不当労働行為事件中労委案の示すもの——続・国家的不当労働行為論2」（同六九卷一号）、「差別の機会を提供したJ R採用差別事件中労委命令——続・国家的不当労働行為論3」（同六九卷二号）、参照。
- (3) 前注末尾論文
- (4) 詳しくは前注論文
- (5)(6) 株主提案の議案内容、提案理由およびこれに対する取締役会の意見は、東日本鉄道株式会社の「第8回定時株主総会招集ご通知」（平成七年六月一四日）に記載されている。
- (7) 株主総会招集通知三頁の営業報告書
- (8) 東京地労委では、「今後このような行為を繰り返さないよう留意します」、宮城地労委でも「再びこのような行為を繰り返さないようにいたします」と命じていたが、中労委は、この「前非を繰り返さない」という反省表明さえ取り去ってしまったのである。

追記 本稿の校正中、静岡、福島採用差別事件について中労委の命令が出された（九六・五・八、各一名救済）。命令内容はいずれも本稿で検討した本州各事件と同類型のものであり、福島事件では地労委で認められていた五名の救済が否定された。